

様式 1-2 家屋を取壊した後、敷地のみ譲渡の場合

このチェックシートは、被相続人居住用家屋等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。申請書提出前に、ご自身でのチェック用としてご利用ください。

被相続人居住用家屋等確認申請書(様式 1-2)

注1 相続人が2名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。

必要書類	確認事項
<input type="checkbox"/> ①被相続人の住民票の除票の写し ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居し、当該施設に住民票を異動している場合は、被相続人の戸籍の附票が必要です。	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
<input type="checkbox"/> ②家屋又はその敷地等を取得した相続人全員の住民票の写し ※家屋の引渡日以降の日付で発行された住民票が必要です。 ※相続開始(被相続人の死亡)の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前)の住所が住民票で確認できない場合は、戸籍の附票が必要です。 (住所が確認できない場合とは、従前の住所を定めた日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等です。)	相続直前から当該家屋の取り壊し、除却又は滅失の時まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していなかったことを確認します。
<input type="checkbox"/> ③家屋の敷地等の売買契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。 ※契約書から引渡日が確認できない場合は、土地の登記事項証明書(所有権移転登記済のもの)等の引渡日が確認できる書類の提出が必要です。	相続した家屋又は家屋及び敷地の引渡日(譲渡日、所有権移転日)を確認します。
<input type="checkbox"/> ④敷地(土地)の登記事項証明書 ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	敷地の相続人の数を確認します。
<input type="checkbox"/> ⑤家屋取壊し後の閉鎖事項証明書 ※原則閉鎖事項証明書の提出が必要ですが、家屋が未登記の場合等、閉鎖事項証明書の提出が難しい場合は、以下の書類の提出してください。 ●家屋取壊しに係る工事請負契約書のコピー等、取壊しを行った家屋の住所、取壊し日が確認できる書類 ●遺産分割協議書等、相続人の数が確認できる書類(換価分割の場合も遺産分割協議書等が必要です。)	相続した家屋を取壊した日、相続人の数を確認します。

令和6年1月1日以降に譲渡した場合

⑥下記の書類のいずれか

- (A)電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類(各事業者が発行する証明書)

【代替書類】

電気、水道、ガスのいずれかの使用中止時の領収書又は請求書
(当該家屋の住所の記載があるもの)

※被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している必要があります。

- (B)仲介業者による広告

(仲介業者による広告チラシや、インターネット広告の印刷物で、家屋の現況が空家であり、かつ、当該空家は除却又は取壊しの予定があることが表示されているもの)

※空家解体後の「敷地のみ」の広告は認められません。

- (C)その他要件を満たしていることが容易に認められる書類

- ⑦更地の写真

※撮影日付記入(手書きでも可)

相続した家屋が「空家」の状態となっており、かつ、相続の時から家屋及び敷地を事業の用に使用していないことを確認します。

※(A)又は(B)について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。

相続した家屋の解体後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないかを確認します。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、前記の各書類と以下の⑧～⑩のすべての書類をご用意ください。

必要書類	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑧被相続人の介護保険の被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 ※施設入所時点での介護保険被保険者証等が必要です。 【代替書類】 要介護認定等の決定通知書 施設で発行された要介護認定等に関する記録等	施設に入所する時点で、要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、又はその他これに類する被相続人であることを確認します。
<input type="checkbox"/> ⑨施設入所時の契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。	施設の名称所在地、施設区分等の確認をします。
⑩下記の書類のいずれか	
<input type="checkbox"/> (A)電気、水道、ガスのいずれかの契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類(各事業者が発行する証明書) 【代替書類】 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止時の領収書又は請求書 (当該家屋の住所の記載があるもの) ※被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している必要があります。	被相続人が老人ホーム等に入所してからも、当該家屋が一定の使用をされていたこと及び相続した家屋が「空家」の状態となっており、かつ、相続の時から家屋及び敷地を事業の用に使用していないことを確認します。 ※(A)又は(B)について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> (B)老人ホーム等が保有する対象家屋への外出、外泊等の記録	

申請先：牛久市 建設部 空家対策課 (分庁舎 1階)
 電話：029-873-2111 F A X：029-872-2955
 e-mail：akiya@city.ushiku.ibaraki.jp
 所在地：〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1